

令和7年12月9日

請願・陳情文書表

防災警察常任委員会

くらし安全防災局関係請願

| | | | |
|---|---|-------|--------|
| 請願番号 | 32 | 受理年月日 | 7.12.2 |
| 件名 | 私たちは、海上自衛隊へのトマホーク配備を望みません配備撤回について国へ意見書の提出を求める請願 | | |
| 請願者 | 紹介議員 | | |
| 横須賀市岩戸2-14-1 トマホークアクション2025 請願代表者 竹渕郁代 | 井坂新哉 大山奈々子 木佐木忠晶 | | |
| <p>1. 請願の要旨</p> <p>先制攻撃用巡航ミサイル・トマホークを横須賀海上自衛隊に配備しないよう国へ意見書の提出をするよう求めます。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>「トマホーク」は先制攻撃用巡航ミサイルです。湾岸戦争やイラク戦争は、トマホークの発射で始まりました。</p> <p>アメリカは、少なくとも18の軍事作戦で2,200発以上発射しました。現在、横須賀母港のイージス艦11隻に搭載されています。今年も3月にイエメン、6月にはイランの核施設を攻撃した現役の兵器です。</p> <p>日本政府は平和憲法に反して専守防衛を投げ捨て、2025年4月から3年間かけてトマホークを400発購入することを決定。呉、佐世保、舞鶴と並び、横須賀海上自衛隊にも配備されます。米軍の指揮のもと、運用訓練も横須賀で始まりました。</p> <p>トマホークは住宅密集地近くの弾薬庫に置かれる可能性が高く、その数キロ圏内には私たち市民の日常生活があります。そして、このミサイルが向かう先にも、私たちと同じように暮らす市民とその日常があります。</p> <p>トマホークを配備するということは、戦争の加害国になりうるということです。</p> <p>もはや横須賀だけでなく、日本全国と世界の問題なのです。</p> <p>横須賀市は「旧軍港都市転換法」に基づき、市はである平和産業港湾都市への転換に向けて、今もなお懸命に努力を続けている街です。だからこそ、全国と連携し、日本が他国を攻める兵器を持つことに反対する署名を呼びかけました。</p> <p>ほとんどの市民、弾薬庫の近隣住民でさえも、この事実を知りません。</p> <p>「お父さんは自衛官だから戦争に行ってほしくない」と名前を書いた小学生をはじめ、「近くにミサイルがあるのは怖い」「攻撃されるからイヤ」「署名はできないけど賛同する」「孫が自衛官だから署名する」など、署名を通してたくさんの声を聴きました。</p> <p>県内だけでなく北海道から沖縄まで全国から計31409筆（電子署名含む）寄せられました。このうち自筆356筆を提出いたします（30999筆は横須賀市議会に提出済です）。</p> <p>県民の平和で安全な生活が脅かされぬよう、トマホークミサイルの配備撤回を国に求ることを、県議会議員のみなさまに請願します。</p> | | | |

警 察 本 部 關 係 陳 情

| | | | | | | |
|---|--|-------|--------|--|--|--|
| 陳情番号 | 60 | 付議年月日 | 7.2.14 | | | |
| 件名 | 森交番存続について陳情 | | | | | |
| 付議委員会 | 陳情者 | | | | | |
| 防災警察常任委員会 | 横浜市磯子区森3-14-36-301 森交番廃止に反対する会 代表（森町内会会長） 五十嵐 文明 外6人 | | | | | |
| 1 陳情の要旨 <p>磯子警察署より令和6年11月18日の屏風ヶ浦地区連合町内会定例会の場にて、令和8年3月末日をもって、京浜急行屏風浦駅前の森交番（＊1）を汐見台交番と統合し、森交番は廃止するとの説明がありました。</p> <p>この計画を見直していただき、森交番を存続していただきたく、お願い申し上げます。</p> <p>（＊1）森交番の所在地は、横浜市磯子区森3-18-8です。</p> | | | | | | |
| 2 陳情の理由 <p>屏風浦駅は、毎日約1万5千人（＊2）が利用しています。駅周辺には、スーパーマーケット、保育園、小学校、中学校、高等学校などがあり、駅前にある交番は、街の安全・安心の要となっています。</p> <p>駅前の常時そこにある交番の存在は、治安維持にとってかけがえのないものであります。</p> <p>磯子警察署の説明では、この計画を令和7年2月に公表することでした。住民にとって重要な交番の統廃合が、あまりにも唐突に進められていると感じました。急いで7人の有志が「森交番廃止に反対する会」を立ち上げて、署名活動を始めました。あわただしい年末年始を挟んだ中の署名活動でしたが、令和7年2月14日現在で4, 565筆の署名が集まっています。</p> <p>住民からの反響が続いており、今後も署名は増えるものと推察します。森交番の存続は多数の住民の方々の切なる願いであります。</p> <p>よって、ここに森交番の存続を陳情するものであります。</p> <p>（＊2）出典は、横浜市のホームページです。</p> | | | | | | |

| | | | |
|---|---|-------|-------|
| 陳情番号 | 76 | 付議年月日 | 7.9.8 |
| 件名 | 横断歩道設置について陳情 | | |
| 付議委員会 | 陳情者 | | |
| 防災警察常任委員会 | 横浜市港北区綱島東1-13-24 綱島地区連合自治会 会長 佐藤誠三 外 (2団体) 2人 | | |
| 1 陳情の要旨 綱島駅と新綱島駅を往来するための綱島街道をわたる横断歩道の設置を求めます | | | |
| 2 陳情の理由 新綱島駅が新設されて、人の流れが変わり、綱島駅側と新綱島駅を往来する人が増えました。現在の信号機は綱島街道に3か所設置されていますが、以前は、3か所とも横断歩道が設置されていました。 しかし、綱島駅東口の開発計画に伴い、1か所が消されました、現在、人の数が多く、横断歩道がない信号機の場所を横断する方が非常に多く見られます。 したがって、信号機のみの場所に横断歩道の設置をお願いします。 | | | |

| | | | |
|-------|---|-------|-----------|
| 陳情番号 | 84 | 付議年月日 | 7. 11. 27 |
| 件名 | 女性の家族が在宅している場合の家宅捜査において、特に私的空間や物品の捜査時に女性警察官の立合いを義務付ける陳情 | | |
| 付議委員会 | | 陳情者 | |

1. 陳情の理由

家宅捜査は公権力の行使であり、被害者本人のみならず同居家族の生活空間や私的物品に直接関わる重大な手続きである。特に女性家族が在住している場合、男性警察官のみで捜査が行われることにより、以下のような問題が生じました。

- ・ 寝室や衣類等の開示に伴うプライバシーの侵害
- ・ 捜査対応による女性家族の精神的負担
- ・ 捜査後も長期にわたり心身の不調や生活上の不安が継続する事例

現行制度では、被害者が男性の場合、女性家族が在宅していても女性警察官の立会いは義務付けられていない。これは、憲法で保障される国民の基本的人権及び尊厳の保護に不十分であると考えられます。

2. 要旨

県民の人権保護及び精神的平穏の確保の観点から、以下の措置を神奈川県警察は講じていただきたい。

- ・ 女性家族が在宅する家宅捜査において、女性警察官の立会いを義務付ける規定の整備
- ・ 居室や衣類等、私的物品の捜査時に女性警察官が立ち会う運用の徹底
- ・ 捜査対象者及び同居家族の尊厳に配慮した手続きの確立

以上の措置により、県民の基本的人権を尊重し、安心して生活できる社会の実現に資することを強く要望します。

兩 部 共 管 陳 情

| | | | | | | |
|--|---|-------|--------|--|--|--|
| 陳情番号 | 89-2 | 付議年月日 | 7.12.3 | | | |
| 件名 | 脳神経関連権保護の条例制定についての陳情 | | | | | |
| 付議委員会 | 陳情者 | | | | | |
| 防災警察常任委員会 | 座間市相模が丘2-31-18コーポユカ202 楠元三千代外(1団体)1人 | | | | | |
| 【陳情事項】 | | | | | | |
| 1. 神奈川県警察において、次の対応を行うこと。 | | | | | | |
| (1) 脳神経関連権の侵害(人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用)から県民を守るため、サイバーセキュリティの担当官が行うべき次の業務を定める条例を制定すること。 | | | | | | |
| ア 脳神経関連権の侵害行為の相談及び立証に関すること。 | | | | | | |
| イ 脳神経関連権の侵害行為の捜査及び司法立件手続を行うこと。 | | | | | | |
| ウ インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報(*1)の閲覧、監視、倫理規定を定め、監査すること。 | | | | | | |
| エ ニューラルネットワークのサイバーセキュリティ(*2)を構築し、施行すること。 | | | | | | |
| オ 神経兵器によるテロ行為、武力攻撃に対し、関係機関(自衛隊、警察庁)と連携対応すること。 | | | | | | |
| カ ニューロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査並びに科学捜査研究所及び防衛研究所への協力要請に関すること。 | | | | | | |
| キ (3)の被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。 | | | | | | |
| (2) 本人に許可なく外部から人の脳にハッキングする行為を脳神経関連権の侵害として罰則を規定する条例(*3)を制定すること。 | | | | | | |
| (3) 脳神経関連権の侵害(条例制定前の侵害も含む。)により、生活、財産、生命の損失被害を受けた被害者を救済する特別措置に関する条例を制定すること。 | | | | | | |
| 2. 神奈川県個人情報保護条例において、脳神経関連権に関する情報(*4)を個人情報に追加し、生活、生命、財産(*5)に係る情報の読み取り行為を条例違反として罰すること。 | | | | | | |
| 3. 神奈川県国民保護計画において、ニューロ技術を軍事技術転用した神経兵器(ニューロ技術の悪用)を対象に追加すること。 | | | | | | |
| また、危機管理委員会議長がその権限で諮問委員会を開催し、専門家から神経兵器の情報及び民間の団体等から神経兵器又は同等の神経通信技術の使われ方による犠牲者の実態の情報収集すること。 | | | | | | |
| その収集した情報をもとに既に犠牲となった神奈川県国民の救済をおこなうこと。 | | | | | | |
| * 1 インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報とは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為に関する情報をいう。 | | | | | | |
| * 2 ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のないインターネット回線上での不正利用の通信を遮断し、又は改ざん行為から守ることをいう。 | | | | | | |
| コンピュータ、携帯電話と同様に人間をハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味合いで説明している。 | | | | | | |
| 中国のニューロストライクという神経兵器は、人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術である。民間でも同等の技術が多数開発されているため、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されている。 | | | | | | |
| 2025年11月8日・9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について、各国から講演者を招待し議論がされている。 | | | | | | |
| * 3 具体的には、生理現象を強要する行為を刑法の傷害罪に準じて罰する、様々な疾患症状を恣意的に引き起こし、健康を害する行為を刑法の傷害罪に準じ、また、死に至らしめたものは殺人罪に準じて罰する、性的な刺激を強要する行為を刑法の強制わいせつ罪に準じて罰する、知的財産や技術情報の侵害を電波法、特許法、不正競争防止法、特許法に準じて罰する内容が考えられる。 | | | | | | |

- * 4 脳神経関連権に関する情報とは、個人の生体データ（脳波又は脳と神経を結ぶ信号、記憶）及びその記録のことをいう。
- * 5 財産とは、キャッシュカード、銀行通帳、金融商品の取扱いの暗証番号、パスワードに関する情報や技術情報など経済的な価値を伴う知的財産権をいう。

【理由】

1. 脳神経関連権の5つの権利は、日本国憲法の基本的人権として捉えるべき権利であり、法の欠缺（空白）がある。脳神経関連権の5つの権利とは、次のとおりである。
 - (1) 認知的自由(cognitive liberty)…脳神経科学を応用した技術を自由に使う権利及び脳神経科学を応用した技術による影響を強制的に受けさせられない権利。
 - (2) 精神的プライバシー(mental privacy)…心理的・精神的活動に関わるデータを保護する権利。
 - (3) 精神の不可侵(mental integrity)…精神的活動に対する有害な介入から個人を守るための権利。
 - (4) 心理的連續性(psychological continuity)…自らの精神生活を第三者によって合意なく改変されない権利。
 - (5) 分配的平等と差別の問題…公正なアクセスを得る権利（脳神経科学を応用した技術などに平等にアクセスできる権利）及び差別を受けない権利（脳神経活動のあり方を理由とした不利益待遇（脳神経差別:neuro-discrimination）を受けない権利）。
2. ユネスコにおいて、2025年11月に脳神経関連権が新たな人権条項として採択される予定である。
3. チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にある。
4. 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている（重大な国防問題）。
5. 市民的及び政治的権利に関する国際規約において、次のとおり規定されている。
 - (1) 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とある。
 - (2) 第7条に「何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的な実験を受けない」とある。
6. 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人口に対しても同じく1万人に1人の割合で、本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されている。
7. 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民に対する経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれていたる苦境について御理解を賜り、私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組をお願いしたい。
8. 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっている。
9. なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛てに閣僚会議にて法制化の決議を求める陳情書にて提出し、現時点で法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから、国の法制化前に条例制定を先行して行っていただきたい。新居浜事件では、事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったので、痛ましい事故が起こらないよう、警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存である（署名も行われ、180人を超える賛同者が集まり始めている。）。
10. これらの被害は、ニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが、具現化したものである。今後この問題を放置すれば、被害が確実に拡大する。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにある。人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいる。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けている。国が国民を守る法制化を進めない以上、自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至ったものである。